

建築基準法第6条の3 特定構造計算基準のうち、 ルート2 基準審査の開始について

平成27年6月1日施行の、建築基準法及び関係政令等により、建築基準法第6条の3ただし書きに規定される「特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準のうち確認審査が比較的容易にできるもの」の審査(ルート2 基準審査)を、平成28年8月1日以降にお引き受けしたものから開始することといたしました。

ルート2 基準審査は、従前の確認審査手数料に下記の審査手数料が加算(1棟当たり)されますのでご注意ください。

この審査を受けた物件は、指定構造計算適合性判定機関でのルート2 構造計算適合性判定は不要となります。

なお、指定構造計算適合性判定機関で、ルート2 構造計算適合性判定を受けた物件でも、当該物件を当社に確認申請された場合は、建築基準法の規定により当社のルート2 基準審査を要し、当社手数料が発生することになりますのでご注意くださいようお願い申し上げます。

【ルート2 基準審査手数料】

5-5 ルート2基準審査手数料

床面積の合計		手数料
1,000	m ² 以内	125,000
2,000	m ² 以内	167,000
10,000	m ² 以内	192,000